

計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年六月三十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
気仙沼市長磯七半沢一番の二番の一部、三番の一部、四番の一部、五番、六番、七番、十二番、十四番一、十四番二、十五番の一部、十七番、十九番一、二十二番六、二十四番三、二十六番、二十七番、二十八番、二十九番の一部、十七番地先の道の道の一部、十二番地先の水の一部、五番地先の堤

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年六月三十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
気仙沼市唐桑町堂角四十五番一の一部、四十七番一の一部、四十八番一、四十九番の一部、五十番の一部、五十二番、五十三番の一部、六十二番一の一部、六十二番二、六十四番一の一部、四十七番一の地先の道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

気仙沼市唐桑町東舞根九十五番の一部、九十六番の一部、九十七番一の一部、九十八番一の一部、九十八番二の一部、九十九番二の一部、百番の一部、百一番の一部、百二番の一部、百三番の一部、百四番、百五番の一部、百六番の一部、百七番の一部、百十三番の一部、百十九番の一部、百四十三番三の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量、ヘリコプターテレビシステム機上設備の購入一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年六月十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社東通インターナショナル 東京都文京区小石川一丁目二十一番十四号
- 五 落札金額 二億一千八百十六万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年五月一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 医療法人宏人会木町病院の項の次に次のように加える。

医療法人財団明理会イムス明理会仙台総合病院 同 市青葉区中央四丁目五番一号

別表第二 特別養護老人ホーム春圃苑の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム恵心寮 同 市下八瀬四二六番地八

附 則

この告示は、平成二十七年六月三十日から施行する。

○宮選管告示第七十九号

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を

改正する告示

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年宮選管告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十四条の二の五」を「第十九条」に改める。

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第三号（第4条関係）

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

国会議員関係政治団体の名称

会 計 責 任 者 の 氏 名

少額領収書等の写しに係る提出について（通知）

「少額領収書等の写しに係る提出命令について（通知）」（ 年 月 日付け宮選管第 号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第6項の規定により、下記のとおり通知します。

下表のとおり、少額領収書等の写しを提出する。

（該当する支出項目ごとに提出するA4用紙の枚数を記入してください。）

支 出 項 目	年分	年分	年分
①熱水費	枚	枚	枚
②備品・消耗品費			
③事務所費			
④組織活動費			
⑤選挙関係費			
⑥機関紙誌の発行その他の事業費			
⑦調査研究費			
⑧寄附・交付金			
⑨その他の経費			
合 計	枚	枚	枚

少額領収書等の写しに係る支出がない。（ 年分）（ 年分）（ 年分）

同一の少額領収書等の写しを既に提出している。

（該当する年の（ ）に○を付け、提出年月日を記入してください。）

（ ） 年分（ ） 年 月 日提出済

（ ） 年分（ ） 年 月 日提出済

（ ） 年分（ ） 年 月 日提出済

＜記載要領＞

別記様式第3号は、次の場合に提出してください。

- ・少額領収書等の写しを提出する場合
- ・少額領収書等の写しに係る支出がない場合
- ・同一の少額領収書等の写しを既に提出している場合

1 本文中「(年 月 日付け宮選挙第 号)」の空欄には、少額領収書等の写しに係る提出命令の通知文の右上段の文書番号及び日付を記入してください。

2 該当する項目の□欄にチェックするとともに、下記の事項を記入してください(複数の項目に該当する場合は、そのすべての項目にチェック及び記入してください)。

(1) 少額領収書等の写しを提出する場合
提出命令があった少額領収書等をA4用紙に複写し、支出年及び支出項目ごとに分類して、該当する枚数欄に当該用紙の枚数を記入してください。
なお、1枚のA4用紙に支出項目が異なる複数の少額領収書等が写っている場合は、それぞれの支出項目ごとに1枚と数えてください。この場合は、当該項目の欄外に「重複あり」と記載し、計欄には、提出する実際のA4用紙の枚数を記入してください(この場合は、各支出項目の合計枚数が計欄の枚数よりも多くなります)。
また、支出項目ごとに表紙などを付けて提出される場合は、その枚数も各支出項目の枚数に含めてください。

(2) 少額領収書等の写しに係る支出がない場合
提出命令があった支出項目すべてについて、該当する少額領収書等の写しに係る支出がない場合は、□欄にチェックしてください。

(3) 同一の少額領収書等の写しを既に提出している場合
提出した年月日を記入してください。一部の支出項目のみ提出していた場合は、欄外に提出済みの支出項目の番号を記載してください。
なお、同一の少額領収書等の写しを再度送付する必要はありません。

3 本様式の記載方法等について御不明な点等ございましたら、下記までお問合せください。

※担当課：宮城県選挙管理委員会事務局
所在地：〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL：022-211-2343 FAX：022-211-2299

別記様式第四号(その一)中「第十四条の二の五」を「第十九条」に改める。
別記様式第四号(その二)中「第十四条の二の五」を「第十九条」に改める。
附 則
この告示は、平成二十七年七月一日から施行する。